

## 第15章 消防

## [消 防]

都市化の進展により、複雑多様化する災害から市民の生命と財産を保護するため、消防車両・消防用無線機の更新、消火栓等消防水利・消防庁舎の整備、地震等の大規模災害発生時における緊急消防援助隊の活動体制の強化を図る。また高齢化社会が進み、救急需要の増加に対応するため、救急車の計画的更新と救急救命士の養成を行うとともに応急手当の普及啓発および医療機関との連携強化に努め、救急業務の高度化推進を図る。

消防団の強化および活性化のため、器具置場の改築およびホース乾燥塔の新設を行うとともに、団員の被服貸与等福利厚生を図る。

(当初予算額 3,951,553千円)

### 1. 現有消防力（令和2年4月1日現在）

#### (1) 常備

##### ア 消防本部組織および消防水利

1本部・4署・3分署・7出張所 定数 410人 現員 407人

所 属 別	所管分署・出張所	現員数(人)	消 火 栓	防 火 水 槽
消防本部		62		
秋田消防署	3（うち分署1）	103	公 設 1,113 私 設 211	公 設 130 私 設 15
土崎消防署	4	100	公 設 891 私 設 292	公 設 132 私 設 23
城東消防署	1	64	公 設 738 私 設 15	公 設 88 私 設 19
秋田南消防署	2（うち分署2）	78	公 設 1,111 私 設 15	公 設 227 私 設 31
合 計	10（うち分署3）	407	公 設 3,853 私 設 533	公 設 577 私 設 88

※耐震性貯水槽を除く

##### イ 常備現有車両

消防ポンプ車	10台	支援車	2台	作業車	1台
水槽付消防ポンプ自動車	8台	資機材搬送車	1台	査察車	4台
化学車	4台	救急指揮支援車	1台	活動支援車	1台
梯子付消防ポンプ自動車	3台	原調車	4台	人員輸送車	1台
大型化学高所放水車	1台	広報車	5台		
泡原液搬送車	1台	水難、山岳救助車	2台		
救助工作車	5台	指揮車	4台		
照明電源車	1台	パトロール車	3台		
指令車	1台	本部警防	1台		
救急車	12台	乗用車	1台		

#### (2) 非常備

##### ア 消防団組織および団員数（令和2年4月1日現在）

1団本部・5方面隊・32分団・84部・168班

定員	2,100人	実員	1,746人
イ 非常備現有車両等			
消防ポンプ車		6台	
救助資機材搭載型消防ポンプ自動車		2台	
救助資機材搭載型小型動力ポンプ積載車		5台	
小型動力ポンプ積載車		97台	
小型動力ポンプ		161台	

## 2. 消防団員の報酬および費用弁償額

### (1) 消防団報酬（年額）

団長	112,300円	部長	32,800円	団員	基本団員	22,000円
副団長	81,900円	班長	27,100円		機能別団員	7,300円（1号団員）
分団長	50,500円				機能別団員	3,700円
副分団長	40,100円					（その他のもの2、3号団員）

### (2) 費用弁償額 1回につき3,000円 1回につき4,000円（災害の防御および救助活動）

## 3. 令和元年中の火災・救急・救助統計

### (1) 火災

ア 火災発生件数	74件（死者 3人、負傷者 28人）
イ 火災損害額	107,987千円
ウ 焼損面積	建物 2,259 m <sup>2</sup> 、林野 31 a

### (2) 救急

ア 救急車出動件数	12,216件
イ 搬送人員	11,542人

### (3) 救急救命士活動状況・実績

ア 搬送心肺停止（C P A）傷病者数	300人
イ 1ヵ月生存者数	20人（国指標による1ヵ月生存率 6.67%）
ウ 救急救命士数	70人（令和2年4月1日現在）

### (4) 救助

ア 救助出動件数	112件
イ 救助活動件数	106件
ウ 救助人員	80人

## 4. 緊急消防援助隊

阪神淡路大震災後、総務省消防庁は国内で地震等の大規模災害が発生した場合、全国の消防機関が相互に応援可能な体制を構築するため、都道府県単位で出動部隊を消防庁に登録し、平成7年10月に「緊急消防援助隊要綱」を制定した。その後、平成15年6月に消防組織法が大幅に改正され、緊急消防援助隊は、同法に基づく活動隊として位置付けられ、平成16年4月1日に新たな制度のもとでの緊急消防援助隊として発足している。

秋田市では、平成9年以降車両および資機材を導入して、秋田県大隊指揮隊、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、特殊災害小隊に登録し、秋田県代表消防機関として県内消防本部の中核を担い、広域応援体制の整備を図っている。

緊急消防援助隊の応援活動としては、平成15年9月に発生した「出光興産北海道製油所タンク火災」を初めとして、平成20年6月に発生した「平成20年岩手宮城内陸地震」、同年7月に発生した「岩手沿

岸北部地震」、平成23年3月に発生した「東日本大震災」、平成30年9月に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」、さらに令和元年10月に発生した「令和元年東日本台風」では宮城県に出動した。

## 5. 國際消防救助隊

昭和61年、総務省消防庁は、海外で大規模災害が発生した場合に備え、国際的な緊急援助体制の整備を進め、全国の消防機関の消防・救助隊員で編成された国際消防救助隊（インターナショナル・レスキュー・チーム／I R T）を発足させた。

平成12年、消防庁では国際消防救助隊登録本部および登録隊員を拡充することとし、秋田市では、高度救助隊員6人を国際消防救助隊員として消防庁に登録している。

平成27年4月25日に発生したネパール地震災害では、消防庁からの派遣要請を受け、首都カトマンズでの救助活動のため、隊員1名を14日間派遣した。

## 6. 高度救助隊

平成7年3月に発生した地下鉄サリン事件や、平成13年9月に発生したニューヨーク同時多発テロ事件以降、国内外でテロに対する脅威と社会的関心が高まるとともに、消防機関が行う救助活動の対象は、火災や交通事故、自然災害はもとより、鉄道・航空機等の重大事故、放射性物質や有害化学物質、生物剤の散布・漏洩事故等、特殊化・専門化傾向を強め、これら特殊災害に対応する資機材の開発整備と専門的知識を有する職員の育成が急務となつた。

また、平成16年10月に発生した新潟県中越地震や、平成17年4月に発生したJR福知山線脱線事故では、土砂崩落や爆発・可燃性ガスの漏洩等、二次災害発生の危険を伴う重大な活動障害が生じ、救助活動が大きな制約を受けたことから、より高度な技術や資機材を整備する必要性が生じた。

このように、多様化・複雑化の様相を呈する大規模災害や特殊災害に対して、救助体制を強化し、より迅速かつ効果的な救助活動を実現するため、総務省消防庁は、平成18年4月に「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」を改正し、新たな高度救助用資機材を装備した「高度救助隊」を各中核市の消防本部に設置することとした。

秋田市では、安心・安全なまちづくりに資するため、平成19年4月1日に高度救助隊（通称アサート／A S A T : Akita Super Rescue Team）を設置し、救助技術および資機材の高度化を推進するとともに、職員の能力開発を行い、災害対応能力の向上を図っている。

## 7. 消防総合通信指令システム

火災をはじめ救急、救助や地震等の災害から市民の生命、身体、財産を守るため、「より早く・より正確に・より安全に」を主眼とした消防指令業務の効率的運用を図ることを目的とする。

運用開始 平成28年4月1日

主な装置 指令台4式（自動出動指定装置・地図等検索装置搭載）

指揮台1式（自動出動指定装置・地図等検索装置搭載）

無線統制台1式

長時間録音装置・非常指令設備・指令制御装置・表示盤・指令電送装置・気象観測装置・災害状況等自動案内装置・順次指令装置・音声合成装置・出動車両運用管理装置  
・システム監視装置・電源装置・ネットワーク装置・統合型位置情報受信システム  
・Eメール指令装置・消防OAシステム・指令用放送アンプ

## 8. 災害監視システム

秋田市では、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、地震等による大規模災害

が発生した場合の情報収集伝達体制の充実、強化を図る目的で、高所監視カメラと衛星地球局で構成される災害監視システムを導入し、平成8年5月14日から運用を開始している。

(1) 構成

衛星地球局	1局	消防本部庁舎屋上
高所監視カメラ	2台	ポートタワーセリオン アトリオンビル

(2) 運用

消防本部指令センターから多重無線を使用した遠隔操作により、火災等の災害状況を確認し、指揮・応援体制の確立を図るために活用している。

大規模な災害発生時には、この映像を衛星地球局から通信衛星「スーパーべードB3」を経由し、首相官邸、総務省消防庁および衛星ネットワークに加入している都市へ送信でき、また衛星回線による電話もできる。

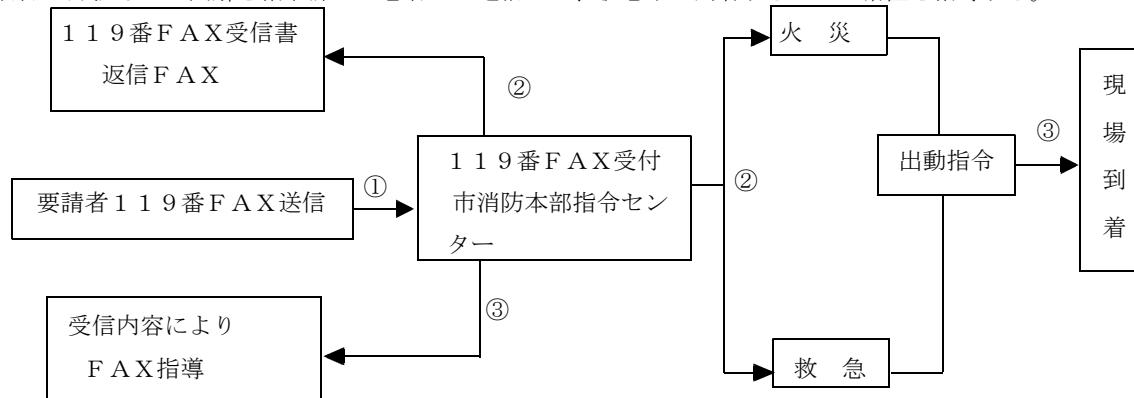
## 9. カメラ機能付携帯電話画像伝送システム

迅速・確実な情報収集および指揮体制、応援体制の強化を図ることを目的に導入し、平成15年4月1日から運用を開始している。

このシステムは、各消防署および指令課に配置されたカメラ機能付携帯電話機と指令センターに設置したテレビ電話機を接続することで、災害現場の映像をリアルタイムで指令センターに伝送するものである。

## 10. 119番ファックス

聴覚や言語に障がいのあるかたが119番回線を利用して緊急通報ができるとともに、心肺蘇生法や異物除去方法などの図解を指令課から患者宅へ送信して、救急車が到着するまでの措置を指導する。



## 11. Web 119

聴覚や言語に障がいのあるかたで、事前に申請し登録されたかたが携帯電話のインターネット接続機能を利用し、文字によるチャット形式で119番通報ができるシステムで、平成28年4月1日から運用を開始している。

## 12. 無人航空機

各種災害発生時における迅速な状況把握および被害の拡大防止、行方不明者の捜索等を目的に導入し、平成29年2月3日から運用を開始している。

### **13. モバイル映像伝送システム**

迅速・確実な情報収集および指揮体制、応援体制の強化を図ることを目的に導入し、平成30年8月1日から運用を開始している。

このシステムは、指令課に配置された無人航空機とカメラ付スマートフォン、指令センターに設置した受信機を接続することで、各種災害現場の映像をリアルタイムで指令センターに伝送するものである。

### **14. 多言語三者通話サービス**

秋田市内に暮らす外国人や外国人観光客など、日本語による会話が困難な方からの119番や、救急・災害現場で活動する隊員が迅速的確に対応できるよう、コールセンターを介した同時通訳によるサービスで、令和元年6月1日から運用を開始している。